

青森県報

第二千二百十八号

平成十五年
八月二十七日
(水曜日)

目 次

告 示

字区域の変更	（市）	一
右 同	（同）	二
結核予防法による医療機関の指定	（健康医療課）	二
結核予防法による指定医療機関の指定の辞退	（同）	二
特定第二号漁業者の漁獲共済加入義務の発生	（団体経営改善課）	二
保安林の指定解除予定	（林政課）	二
漁船保険付保義務の発生	（水産振興課）	三
公有水面埋立て工事のしゅん功認可	（漁港漁場整備課）	三
公 告		
大規模小売店舗の立地に関する意見の概要	（経営振興課）	四
右 同	（同）	四
土地改良事業計画変更の認可	（農村整備課）	四
換地処分	（同）	五
出先機関		
道路の位置の指定	（弘前県土整備事務所）	五

告 示

示

青森県告示第五百五十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、車力村長から車力村の字の区域を次のとおり変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

右の字の区域の変更は、平成十五年八月二十八日からその効力を生ずるものとする。

平成十五年八月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

西津軽郡車力村

大字富泡字早緑二七の二の一部、二七の六の一部、二七の九の一部、二七の一〇の一部、二七の一、二七の六二、二七の六三の一部、二七の六四の一部、二七の六六、二七の八〇、二七の八七の一部、二八の二の一部、二八の二四の一部、三〇の一部、三四の二の一部、三四の二の一部、八二の一部、八三の一部、八六の一部、八七、八八の一部、八九、九二の一部、九三、九六の一部、九七、九九の一部、一〇〇、一〇三、一五二の一部、二六八の一部及びこれらの区域に介在する道路、水路である国有地の全部を大字富泡字萱津に編入する。

大字富泡字早緑二八の三の一部、二八の三二の一部、二八の三三の一部、二八の三六の一部、二八の七二の一部、二八の七四、二八の七六、二八の七七、二八の八二、二八の八五の一部、二八の一七四の一部、二八の一八四、二八の一九二の一部、二八の二二〇、二八の二三八、二八の二四〇、二八の二四三の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の一部並びに大字富泡字早緑二八の四、二八の五、三二の一五〇から三二の一七八まで、三三の五に隣接する水路である国有地の一部を大字富泡字初瀬に編入する。

大字十三字土佐一の一四、一の二八九、一の三八〇、一の三八二から一の三八六まで、九〇六の二、大字富泡字萱津二の一から二の三までの各一部、二二の二一の一部、二二の一九、二二の二〇の一部、二二の二五の一部、二二の三三、三二の一部、大字富泡字初瀬二六の二の一部、二六の三の一部、二六の四の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部並びに大字富泡字早緑二七の三三、二七の三四、二七の七六、三四の一六に隣接する大字富泡字早川の水路である国有地の全部、大字富泡字早緑二七の三三、二七の五九、三〇、三四の一、三四の二、三四の四、三四の一三、三四の一七から三四の一九まで、三五の二、三六の二、三七の一

の地先の大字富范字早川の水路である国有地の一部を大字富范字早緑に編入する。

青森県告示第五百五十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、市浦村長から市浦村の字の区域を次のとおり変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

右の字の区域の変更は、平成十五年八月二十八日からその効力を生ずるものとする。

平成十五年八月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

北津軽郡市浦村

大字富范字早緑二七の五六、二七の二三、二七の二二六、二七の二二八から二七の二三まで、二七の二三四から二七の二三六まで、二三七の二、二三七の三及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部並びに大字十三字土佐一の七に隣接する大字富范字早緑の道路、水路である国有地の一部を大字十三字土佐に編入する。

青森県告示第五百五十四号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定により、同法第三十四条及び第三十五条に規定する医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行令（昭和二十六年政令第百四十二号）第二条の六第一項の規定により告示する。

平成十五年八月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指定年月日
碓ヶ関調剤薬局 みんゆう薬局黒石病院前店	南津軽郡碓ヶ関村大字碓ヶ関字湯向川添五一の〇 黒石市北美町一丁目七四の一	平成二五・八一

青森県告示第五百五十五号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第四項の規定により、次の指定医療機関がその指定を辞退したので、結核予防法施行令（昭和二十六年政令第百四十二号）第二条の六第二項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成十五年八月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指定辞退年月日
沼倉耳鼻咽喉科 医院	弘前市大字元寺町四七	平成二五・七・一六

青森県告示第五百五十六号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第一百五十八号）第八十条第二項の規定により次の発起人が求めた次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められたので、同条第五項において準用する同法第五十条の二第四項の規定により公示する。

平成十五年八月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

発起人の住所及び氏名（名称）	区 域	区 分
西津軽郡深浦町大字深浦字浜町三四四の三 竹越せつ 西津軽郡深浦町大字深浦字中沢一八の一七 中川善文	深浦区域	1 総トン数二十トンの漁船により行つた底びき網漁業

青森県告示第五百五十七号

次のとおり森林について保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成十五年八月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 解除予定保安林の所在場所
北津軽郡市浦村大字相内字相内三四九の三(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的
風害の防備

三 保安林を解除しようとする理由
医療施設用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を青森県農林水産部林政課及び市浦村役場に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第五百五十八号

漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第百十二条の二第二項の規定による次の発起人の次の加入区に係る届出について審査した結果、同法第百十二条第一項の規定による同意があつたと認めため、同法第百十二条の二第三項の規定により公示する。

平成十五年八月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

発起人の住所及び氏名	加入区の名称
むつ市大字城ヶ沢字城ヶ沢三三番地	むつ
むつ市大字奥内字浜奥内六番地一	
むつ市大平町三三番九号	
木村 亀治	
品木 長助	
大室 石夫	

青森県告示第五百五十九号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二条第一項の規定により、平成十三年十一月十六日免許した公有水面の埋立てについて、同法第二十二條第一項の規定に

より、平成十五年八月十九日次のとおり埋立てに関する工事のしゅん功の認可をしたので、同条第二項の規定により告示する。

なお、免許等の関係図書の写しは、この告示の日から起算して十年を経過する日まで深浦町役場に備え置いて縦覧に供される。

平成十五年八月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 認可を受けた者の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名

1 認可を受けた者の住所及び名称

西津軽郡深浦町大字深浦字苗代沢八四番地二

深浦町

2 代表者の住所及び氏名

西津軽郡深浦町大字深浦字苗代沢八四番地二

深浦町長 平沢 敬義

二 埋立区域

1 位置

西津軽郡深浦町大字北金ヶ沢字塩見形一六番地二号から同町大字北金ヶ沢字塩

見形一五番地一号に至る地先公有水面

2 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び の地点と の地点とを結んだ線に囲まれた

区域

の地点 深浦町多角点HH二八 一一(X座標八三三・二二七 Y座標マ

イナス六二二七二・六二三)(北緯四〇度四四分四九秒、東経一四〇

度〇五分四五秒)から一三七度二分五七秒一九七・三九メートルの

地点

の地点から三五三度四分二秒一五・八五メートルの地点

の地点から三八度四分三六秒五七・五四メートルの地点

の地点から八三度四分二秒一五・八五メートルの地点

の地点から一一八度四分三六秒五二・五二メートルの地点

の地点から一一八度四分三六秒八四・四七メートルの地点

の地点から一三七度四分三九秒一三・八二メートルの地点

公 告

3 面積

五、〇〇〇・〇二平方メートル

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成十五年八月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ユニバース堅田店

弘前市大字青山二丁目二三の二外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社ユニバース

八戸市大字長苗代字前田八三の一

代表取締役 三浦紘一

三 意見の概要

県の意見なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営振興課及び弘前市役所

2 期間

平成十五年八月二十七日から同年九月二十七日まで

3 時間

午前八時三十分から午後四時四十五分まで

ただし、弘前市役所にあつては、その執務時間内とする。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成十五年八月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ユニバース・かんぶん上北町店

上北郡上北町旭北一丁目六八〇の一外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

1 株式会社ユニバース

八戸市大字長苗代字前田八三の一

代表取締役 三浦紘一

2 株式会社菅文

岩手県二戸市堀野字長地七五の四

代表取締役 菅陽悦

三 意見の概要

県の意見なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営振興課及び上北町役場

2 期間

平成十五年八月二十七日から同年九月二十七日まで

3 時間

午前八時三十分から午後四時四十五分まで

ただし、上北町役場にあつては、その執務時間内とする。

土地改良事業計画変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第一項の規定により、八戸平原土地改良区に係る次の土地改良事業の計画の変更を平成十五年八月二十日認可

したので、同条第十一項の規定により公告する。

平成十五年八月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

事業名 維持管理

換地処分

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、十三湖地区の県営土地改良事業に係る換地処分をしたので、同条第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定により公告する。

平成十五年八月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

出 先 機 関

弘前県土整備事務所告示第一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則（昭和三十六年二月青森県規則第二十号）第十七条の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部建築住宅課、弘前県土整備事務所及び黒石市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成十五年八月二十七日

弘前県土整備事務所長 米内山 満

黒石市大字温湯字竹原三 の四	位 置	七・三三メートル	延 長	六・〇〇メートル	幅 員	平成 一五・八・五	指定年月日
-------------------	-----	----------	-----	----------	-----	--------------	-------

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
森 号
県

(印刷所・販売人)
青森市古川一丁目一七番五号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭